

## パラスポーツ普及モデル事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、誰もが身近な場所でパラスポーツに親しむ機会の充実や環境を整備することを通じ、障害者の活力ある生活の創出を図るとともに、共生社会の実現を推進するため、市町村が行うパラスポーツの普及に係る事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、市町村とする。

(補助金の対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付対象となる経費、補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定を行い、様式第2号による交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告書の様式、提出期限)

第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の2月28日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合には、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(書類の保管)

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備・保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

補助対象経費	補助率及び交付限度額
1 報償費(講師謝金等)	補助率 2/3 ただし、800千円を 交付の限度とする。
2 旅費(講師旅費等)	
3 需用費(消耗品費、印刷製本費等)	
4 役務費(通信運搬費)	
5 使用料及び賃借料	

様式第1号

第 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者 印

令和 年度 パラスポーツ普及モデル事業費補助金交付申請書

このことについて、パラスポーツ普及モデル事業費補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助事業の名称：

2 事業内容

3 交付申請額 ￥

4 添付書類

- (1) 事業計画書 (様式第1号の2)
- (2) 収支予算書 (様式第1号の3)
- (3) その他必要な書類

(様式第1号の2)

事業計画書

事業名	実施期間	事業内容	備考

(様式第1号の3)

収 支 予 算 書

(円単位)

(収入の部)

科 目	予算額	摘 要
計		

(支出の部)

科 目	予算額	摘 要
計		

※摘要には、積算を具体的に記載すること。

(申請者) 殿

山梨県知事

令和 年度 パラスポーツ普及モデル事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったパラスポーツ普及モデル事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった〇〇事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
    - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
    - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、

貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の2月28日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備・保管しておかなければならない。

様式第 3 号

第 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者 印

令和 年度 パラスポーツ普及モデル事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止、廃止）したいので、パラスポーツ普及モデル事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

様式第4号

第 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者 印

令和 年度 パラスポーツ普及モデル事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、パラスポーツ普及モデル事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業報告書（様式第4号の2）
- 2 収支決算書（様式第4号の3）
- 3 その他添付書類
- 4 支払の方法

口座振替	振替先金融機関名	預金種別（当座・普通）
	支 店 名	
	口 座 名	No.

(様式第4号の2)

事業報告書

事業名	実施期間	事業内容	備考

(様式第4号の3)

収 支 決 算 書

(単位：円)

(収入の部)

科 目	予算額	決算額	摘 要
計			

(支出の部)

科 目	予算額	決算額	摘 要
計			

- ※ 摘要には、積算を具体的に記載すること。
- ※ 添付書類として、収支を証明する書類を付けること。

様式第5号

第 号  
令和 年 月 日

殿

山梨県知事

令和 年度 パラスポーツ普及モデル事業費補助金額の確定通知書

令和 年度 パラスポーツ普及モデル事業費補助金の交付額について、山梨県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

確定額 円